

## 届け出制手数料に係る手数料表

本所が有料職業紹介事業を行なった場合は、次の通り手数料を申し受けます。

1. 求人受付手数料は申し受けません。

2. 手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
・ 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言 ・ 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の50% <sup>(注)</sup>

(注) 紹介手数料が求職者の賃金の50/100(同一事業主が継続雇用した場合、1年間の賃金額を算定基礎)を超える場合は、50/100を限度とする。

---

手数料について： 上記の範囲内で個別に求人者等と定めます。

返戻金について： 有  
返金制度適用の期間、率などについては個別に求人者等と定めます。